

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月9日

【会社名】 バークレイズ・ピーエルシー
(Barclays PLC)

【代表者の役職氏名】 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
(Deputy Group Finance Director)
マーク・マーソン
(Mark Merson)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福田 淳
同 長谷川 敬 洋
同 田 中 貴 大
同 村 上 遼

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【提出理由】

パークレイズ・ピーエルシー（以下、「パークレイズ」又は「当社」という。）は、パークレイズ・グループSAYEストック・オプション制度（以下、「株式貯蓄制度」という。）に従い、株式貯蓄制度の条件に基づいて英国、ジャージー、ガーンジー及びマン島におけるパークレイズ・グループの従業員を対象として、またパークレイズ・グループ・アイルランドSAYEストック・オプション制度（以下、「アイルランド株式貯蓄制度」といい、株式貯蓄制度と併せて「株式貯蓄プラン」という。）に従い、アイルランド株式貯蓄制度の条件に基づいてアイルランドにおけるパークレイズ・グループの従業員を対象として、パークレイズ普通株式の募集を行うという有価証券の募集を開始しました。

よって、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、「開示府令」という。）第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、以下のとおり本臨時報告書を提出いたします。

（注）本書に記載の「ポンド」又は「 \pounds 」は、別段の記載がある場合を除き、英国のスターリング・ポンドを指すものとし、「ペンス」又は「p」は英国のペンスを指すものとする。本書において日本人読者のために便宜上記載されている日本円への換算は、1ポンド＝185.82円の為替レート（2015年11月24日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行による電信直物相場の対顧客売買仲値）によりなされている。但し、このことは、ポンド建ての金額がかかる為替レートにおいて日本円に換算されていたこと、又は換算することができたはずであったこと、又は換算できることについて、表明するものではない。

2【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄

パークレイズ普通株式（以下、「普通株式」という。）

(2) 発行数

26,826,224株（見込値）（注1）

（注1）発行数は、英国、ジャージー、ガーンジー及びマン島における個人に対して26,746,690個のオプションが付与され、アイルランドにおける個人に対して79,534個のオプションが付与されるとの前提に基づき決定される見込値である。

(3) 発行価格及び資本組入額

(i) 株式貯蓄制度

発行価格：2.27ポンド（約422円）（注2）

資本組入額：2.27ポンド（約422円）（注2）

() アイルランド株式貯蓄制度

発行価格：2.04ポンド（約379円）（注2）

資本組入額：2.04ポンド（約379円）（注2）

（注2）株式貯蓄プランの下では、申込みを行った適格株式貯蓄プラン参加従業員（以下に定義する。）は、貯蓄期間の終了時点において上記のうち該当する方の発行価格にて普通株式を購入できるオプションが付与される。株式貯蓄制度の発行価格及び資本組入額は、2015年8月4日のロンドン証券取引所における、当社株式の市場価格（仲値）の一日の平均値の80%である。またアイルランド株式貯蓄制度の発行

価格及び資本組入額は、2015年10月8日のロンドン証券取引所における、当社株式の市場価格（仲値）の一日の平均値の80%である。

適格株式貯蓄プラン参加従業員とは、以下の条件をいずれも満たす者をいう。(a)当該株式貯蓄プランへの参加の適格性が判断される日において構成会社（パークレイズ、及び当該株式貯蓄プランに参加し、当該株式貯蓄プランの規定により拘束されるあらゆる子会社をいう。）の従業員又は取締役であること。

(b)()株式貯蓄プランの提供開始日前に、パークレイズが定める所定の勤続期間（現在、株式貯蓄制度については2015年6月1日から2015年8月10日まで、またアイルランド株式貯蓄制度については2015年8月1日から2015年10月9日までの期間となっている。）、構成会社において継続的に勤務しており、（株式貯蓄制度の場合は）英国の納税者であり、また（アイルランド株式貯蓄制度の場合は）アイルランドの納税者である、又は()この目的において取締役会により指名されている、のいずれかの条件に該当すること。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額：60,877,235.66ポンド（約11,312,207,930円）（見込値）（注3）

資本組入額の総額：60,877,235.66ポンド（約11,312,207,930円）（見込値）（注3）

（注3）発行価額の総額及び資本組入額の総額は、株式貯蓄制度及びアイルランド株式貯蓄制度に関して、上記(2)項に記載の発行数につき上記(3)項に記載の各制度の発行価格にて募集が行われるとの前提に基づき決定される見込値である。

(5) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。

(6) 発行方法

適格株式貯蓄プラン参加従業員は、株式貯蓄制度及びアイルランド株式貯蓄制度（該当する方）に基づきオプションの付与を受けるために申込みを行う機会を提供される。適格株式貯蓄プラン参加従業員は、株式貯蓄プランに基づき、貯蓄契約を締結することに同意し、（株式貯蓄制度の場合は3年又は5年、またアイルランド株式貯蓄制度の場合は3年、5年又は7年の）貯蓄期間の終了時点で、貯蓄契約に対する拠出金及び貯蓄に対するボーナス（該当する場合）を使用して普通株式を購入することを選択することができる。

(7) 引受人の氏名又は名称

該当なし

(8) 募集を行う地域

英国、ジャージー、ガーンジー及びマン島並びにアイルランド

(9) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(i) 提出会社が取得する手取金の総額：

60,877,235.66ポンド（約11,312,207,930円）（見込値）（注4）

（注4） 新規発行による手取金の総額は、株式貯蓄制度及びアイルランド株式貯蓄制度に関して、上記(2)項に記載の発行数につき上記(3)項に記載の各制度の発行価格にて発行が行われるとの前提に基づき決定される見込値である。

() 提出会社が取得する手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期：

手取金は運転資金等に充当する予定であるが、その具体的な内容、用途別の金額及び支出時期については、当社の必要性に応じて決定される見込みであり、現時点では未定である。

(10) 新規発行年月日

(i) 株式貯蓄制度

2015年8月10日(注5)

() アイルランド株式貯蓄制度

2015年10月9日(注5)

（注5） この日付は、英国、ジャージー、ガーンジー及びマン島並びにアイルランドにおけるすべての適格株式貯蓄プラン参加従業員に対して株式貯蓄プランへの参加について正式な勧誘を行った日である。適格株式貯蓄プラン参加従業員は、自身が構成会社で勤務している間、各年の勧誘後2週間の間に当該株式貯蓄プランに基づきオプションの付与を受けるために申込みを行うことができ、株式貯蓄プランに基づいて該当する貯蓄期間の終了時点でオプションの行使と同時に普通株式が発行される。

(11) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

ロンドン証券取引所

ニューヨーク証券取引所

(12) 第三者割当の場合の特記事項

(i) 割当予定先の状況

a 割当予定先の概要

本募集は、株式貯蓄プランに従い、株式貯蓄プランの条件に基づいて英国、ジャージー、ガーンジー及びマン島並びにアイルランドにおけるパークレイズ・グループの従業員を対象として行われている。

上記(注2)を参照のこと。

b 提出者と割当予定先との間の関係

上記a項「割当予定先の概要」を参照のこと。

c 割当予定先の選定理由

上記a項「割当予定先の概要」を参照のこと。

d 割り当てようとする株式の数

上記(2)項「発行数」を参照のこと。

e 株券等の保有方針

パークレイズは、適格株式貯蓄プラン参加従業員に対して、株式を保有した場合の保有方針を確認していない。

f 払込みに要する資金等の状況

上記(6)項「発行方法」を参照のこと。

g 割当予定先の実態

上記a項「割当予定先の概要」に記載の割当予定先の性質から、割当予定先が特定団体等と何らの関係も有していないことは、本募集に際し特に確認を行っていない。

() 株券等の譲渡制限

該当なし

() 発行条件に関する事項

上記(注2)を参照のこと。

() 大規模な第三者割当に関する事項

該当なし

() 第三者割当後の大株主の状況

適格株式貯蓄プラン参加従業員は、株式貯蓄プランに基づきオプションの付与を受けるために申込みを行うか否か、また当該貯蓄期間の終了時点において普通株式を購入できるオプションを行使するか否かをその裁量により決定することができ、株式貯蓄プランに基づき発行される株式数は現時点で確定していないことから、割当後の大株主の状況については本書に記載していない。

() 大規模な第三者割当の必要性

該当なし

() 株式併合等の予定の有無及び内容

該当なし

() その他参考になる事項

該当なし

(13) 総株主資本

4,199,109,604.5ポンド(約780,278,546,708円)(2015年11月20日現在)

(14) 発行済株式総数

普通株式16,796,438,418株(2015年11月20日現在)

以 上